

令和4年3月8日（火）開催

令和3年度
第12回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第12回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年3月8日(火)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊地國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 8番 沖津由藏
5. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
6. 案件
- 報告 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消について
- 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案 第2号 令和3年度農地利用状況調査に伴う非農地の承認について

7. 議事の経過並びに会議要領

事務局長

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和4年3月2日に招集告示致しました令和3年度第12回農業委員会定例総会を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日、出席されている農業委員は7名で8番 沖津由藏委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。

なお、沖津委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉

(あいさつ省略)

事務局長

それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願

い致します。

議 長 長倉

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

6番 秋田孝明 委員、9番 澤谷政夫 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消について、事務局より報告をお願い致します。

事務局

1ページ及び2ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消についてご報告致します。取消し対象地については、令和3年8月に開催された定例総会で審議され令和3年9月13日付指令第1963号で青森県知事より太陽光発電施設設置の目的として許可を受けた農地となります。取消し理由については、当初分筆をせず地上権設定の登記を行い譲渡人と譲受人で賃貸借で契約する計画であったため、可能か否かを行政書士等の専門家へ確認してから申請書を提出するよう譲受人へ伝えており、できると回答があったため県の担当者とも確認し申請していただき許可を得ておりました。しかし、譲受人と行政書士との間で、当初確認した際の認識に齟齬が生じており結果的に分筆しなければ地上権設定ができないため、一度取消し、再度分筆後申請する予定であります。

今回のことを踏まえ、またこのようなことが起こらないよう、事務局からは、再度申請する際及び今後も申請をする際は、書類等の作成も含め行政書士等の専門家へ依頼することも考慮していただくよう指導いたしました。

以上です。

議 長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

農業委員 杉山

今回取消しとなったが、原因は面積ということですか。

事務局

面積ではなく、賃貸借を予定していたため地上権設定をするためには、分筆が必要であることが原因です。

農業委員 杉山

分筆したら、図面も面積も変わるのですか。

事務局

変わりません。元々許可を受けていた土地利用計画図に記載されている部分を分筆するので太陽光発電施設の配置等へは、影響ありません。

農業委員 杉山

わかりました。

議 長 長倉

意見もありましたが納得ということで、報告第1号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

それでは、3ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は2月28日（月）に、農業委員9番 澤谷委員及び農地利用最適化推進委員の鳥山委員と濱谷委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は2件でございます。2件とも、譲受人の規模拡大により売買及び贈与するものです。また、参考といたしまして番号2の譲受人は初めての農地取得となりますが、認定新規就農者となっており、青年等就農計画の目標達成に向けたものとなります。申請地の図面は、4ページでございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 鳥山

農地利用最適化推進委員の鳥山です。

それでは、報告いたします。4ページをご覧ください。番号1は、〇〇〇〇に位置しております。2月28日に現地へ出向きましたが、積雪のため直接申請地へ立ち入ることはできず、進入可能な場所まで行きましたが目視での現況確認は不可能でしたが、譲受人より確認したところ前から耕作していたとのこと。今年は、バレイシヨを作付けする予定とのことでした。

推進委員 濱谷

農地利用最適化推進委員の濱谷です。

番号2について説明いたします。番号2は、〇〇〇〇に位置しております。こちらも、積雪により現況の目視確認は不可能でした。譲受人へ確認したところ、現在は別の耕作者が牧草を作付けしておりますが、1番草を収穫した後、ロータリーで耕起し譲受人がバレイシヨやナガイモを主体に作付けするとのこと。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 令和3年度農地利用状況調査に伴う非農地の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

5ページをご覧ください。

議案第2号 令和3年度農地利用状況調査に伴う非農地の承認について、ご説明致します。議案第2号別紙をご覧ください。北地区・本町地区・南地区の順に土地の所在及び現地の写真を綴じております。今年度の農地パトロールは令和3年10月～11月に実施し、その中で再生が困難と判断された農地について、非農地判定の承認を求めるものであります。今回の調査では、合計21件27筆、

面積41,320㎡が相当前より森林の様相を呈しており農地への復旧が不可能等により非農地に該当するものであります。また、各担当委員から提出していただいた結果を事務局で精査済であることを申し添えます。以上です。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局長

それでは、これをもちまして、令和3年度第12回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年3月8日(火)

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 秋田 孝明 ⑩

議事録署名者 澤谷 政夫 ⑩

